

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

【質問一覧】

○全般

(問1)「施設基準」とは何ですか。

○診療報酬改定関係

(問2) 診療報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。

(問3-1) 施設基準の通知やホームページの届出一覧にある「令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。」とはどういう意味ですか。

(問3-2) 診療報酬改定により、届出時に省略された添付書類は何ですか。

○届出書の提出

(問4) 届出用紙を入手するにはどうしたらよいですか。

(問5) 届出書は何部提出するのですか。

(問6) 様式や添付書類は片面印刷にしないではいけませんか。

(問7) 届出書を提出する際に、連絡先や送付書類の内訳を記載した送付書を添えた方がよいですか。

(問8) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7又は別添7の2)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2又は別添2の2)の「届出番号」は何を記載すればよいですか。

(問9) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7又は別添7の2)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2又は別添2の2)の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。

(問10) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7又は別添7の2)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2又は別添2の2)に押印は必要ですか。

(問11) 届出書はホチキス留めした方がよいですか。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

(問 12) 基本診療料の別添 7 及び特掲診療料の別添 2 の続紙（「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト）を添付する必要はありますか。

(問 13) 届出書の締切日を教えてください。（★今回更新）

(問 14) 届出書の提出は、窓口に持参しないといけませんか。また、郵送する場合のあて先を教えてください。

(問 15) 受付窓口の時間を教えてください。

○届出書の提出後

(問 16) 郵送で送った届出書が届いているか確認したいのですが。

(問 17) 受理通知書が届いていませんが算定してしまってよいですか。

(問 18) 届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。

(問 19) 施設基準の要件を満たさなくなった場合はどうすればよいですか。

(問 20) 施設基準に係る辞退届の「5. 算定辞退年月日」は、月末ですか1日ですか。

(問 21) 後発医薬品使用体制加算等について、2 から 1 へ届出する場合（又はその逆）、辞退届は必要ですか。

○その他

(問 22) 現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。

(問 23) 保険医療機関の移転・法人化・交代等に伴い、さかのぼって保険指定を申請すること（遡及指定）になりました。施設基準の届出は改めて必要ですか。

(問 24) 基準を満たしていればよく、届出を行う必要はない施設基準にはどのような施設基準がありますか。（★今回更新）

(問 25) 精神科の診療に係る経験を十分に有する医師に係る届出書（別紙様式 39）は、毎年、届出する必要がありますか。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

(問 26) 向精神薬多剤投与に係る報告書(別紙様式 40)の提出期限は、いつですか。

(問 27) 酸素を使用していますが、届出は必要ですか。

(問 28) 施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。

(問 1) 「施設基準」とは何ですか。

(答) 診療行為の中には、保険医療機関が一定の人員や設備を満たす必要があり、その旨を地方厚生局に届け出て初めて点数を算定できるものがあります。この満たすべき人員や設備を施設基準といい、点数表とは別に厚生労働大臣告示が定められ、また細かい取扱いが通知で示されています。施設基準の届出が必要なものには、点数表に「別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局等に届け出た～」という一文が入っています。

(問 2) 診療報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。

(答) [こちら](#)の厚生労働省ホームページから確認ができます。

(問 3-1) 施設基準の通知やホームページの届出一覧にある「令和 4 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。」とはどういう意味ですか。

(答) これは届出に関して経過措置となっているもので、この場合は、令和 4 年 3 月 31 日において算定していた保険医療機関であれば、令和 4 年 10 月 1 日までに新しい施設基準の要件を満たした上で届出直しすればよいという意味です。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

(問3-2) 診療報酬改定により、届出時に省略された添付書類は何ですか。

(答) 基本診療料の届出で省略された添付書類の主なものは次のとおりです。

- ・様式5：①入院診療計画の作成した例、②院内感染防止対策に係る院内感染防止対策委員会の設置要綱・委員会議事録、③医療安全管理体制に係る安全管理のための指針等、④褥瘡対策に係る褥瘡に関する診療計画の実施例
- ・様式8：病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合、様式そのもの
- ・様式10：一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況が確認できる書類
- ・様式18の3：看護補助者に対する研修について具体的な内容が確認できる書類
- ・様式20：病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、当該看護要員の記載
- ・様式40の4：別添7の様式20により当該保険医療機関に勤務する全ての薬剤師の名簿、調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図
- ・様式40の9：職種に関して確認できる文書
- ・様式43：重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況が確認できる書類
- ・様式49：①入院基本料の届出書の写し、②心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）から（Ⅲ）まで、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）又は（Ⅱ）、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）の届出書の写し、③データ提出加算の届出書の写し
- ・様式49の2・49の3：日常生活機能評価票に係る院内研修の実施状況が確認できる書類
- ・様式50・50の2：データ提出加算及び疾患別リハビリテーションの届出の写し
- ・届出の一部：「配置図及び平面図」の「配置図」

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

(問4) 届出用紙を入手するにはどうしたらよいですか。

(答) 関東信越厚生局ホームページからダウンロードできます。

(問5) 届出書は何部提出するのですか。

(答) 1部提出してください。なお、提出した届出書の写しを適切に保管してください。(2部提出していたものが、平成30年4月から変更になりました。)

届出書は、

① 「基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7又は別添7の2)」又は「特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2又は別添2の2)」

② ○○の施設基準に係る届出書添付書類(様式○)

※ ①で別添7の2又は別添2の2を使用する施設基準については、②は不要です。

③ 様式の[記載上の注意]に指示がある場合はその添付書類の3点から構成されます。事務処理後に受理通知書を医療機関へ送付します。

(問6) 様式や添付書類は片面印刷にしなくてははいけませんか。

(答) 両面印刷で結構です。ただし、入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類(様式9)については、A3の片面印刷で提出してください。

(問7) 届出書を提出する際に、連絡先や送付書類の内訳を記載した送付書を添えた方がよいですか。

(答) 届出書のみで結構です。連絡先は基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7又は別添7の2)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2又は別添2の2)にある「連絡先欄」に記載してください。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

(問8) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7又は別添7の2)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2又は別添2の2)の「届出番号」は何を記載すればよいですか。

(答) 新規の届出の場合は、厚生局で番号を記載するので、空欄のままで結構です。変更の届出の場合は、前回届出した時の受理通知書にある受理番号を記載してください。

(問9) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7又は別添7の2)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2又は別添2の2)の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。

(答) 審査の際に不明な点がある場合に連絡をしますので、その施設基準の内容がわかる方の記載をお願いします。(代表者でなくて結構です。)なお、病院の場合は、必ず担当部署を記載してください。

(問10) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7又は別添7の2)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2又は別添2の2)に押印は必要ですか。

(答) 令和3年2月から押印は不要になりました。(押印して提出してしまった場合でも、受付します。)

(問11) 届出書はホチキス留めした方がよいですか。

(答) できるだけクリップで留めていただきますようお願いします。

(問12) 基本診療料の別添7及び特掲診療料の別添2の続紙(「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト)を添付する必要はありますか。

(答) 平成28年4月から、添付は不要になりました。届出時の確認に使用してください。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

(問 13) 届出書の締切日を教えてください。(★今回更新)

(答) 毎月1日(1日が閉庁日の場合は、翌開庁日)になります。(例:10月1日受付→10月1日から算定可能。10月2日→11月1日から算定可能。)

ただし、令和4年4月に限り、令和4年4月20日(水)までに届出した場合は、令和4年4月1日にさかのぼって算定できます。

具体的には、[こちら](#)のページの「各種の申請・届出の提出先及び締切日について」をご覧ください。

(問 14) 届出書の提出は、窓口に持参しないといけませんか。また、郵送する場合のあて先を教えてください。

(答) 郵送でも結構です。ただし、届出書が届いた日が受付日になりますので、締切日が近い場合はご注意ください。(※FAXでの受付はしていません。)

あて先

〒950-0088

新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階

関東信越厚生局 新潟事務所 審査課

(問 15) 受付窓口の時間を教えてください。

(答) 午前8時30分から午後5時15分までです。

(問 16) 郵送で送った届出書が届いているか確認したいのですが。

(答) 毎日、大量の届出書が届いていますので、到着のご確認はご遠慮いただいています。届け先に配達したことが確認できるサービス(書留、レターパック等)をご利用ください。

(問 17) 受理通知書が届いていませんが算定してしまってよいですか。

(答) 届出の要件を満たしていれば、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定は可能です。届出書に不備や確認すべ

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

き事項があれば担当から連絡しますので、指示に従ってください。

(問 18) 届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。

(答) 原則不要です。ただし、次の場合については届出が必要です。(平成 30 年 4 月から変更になりました。)

・届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準の届出区分が変更となった場合

・神経学的検査
・画像診断管理加算 1、2、3
・麻酔管理料 (I)

届け出ている医師に変更があった場合

・精密触覚機能検査
・歯科画像診断管理加算 1、2
・歯科麻酔管理料
・歯科矯正診断料
・顎口腔機能診断料

届け出ている歯科医師に変更があった場合

・届出にあたり使用する機器を届け出ている施設基準→当該機器に変更があった場合(「CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー」を除く。)

・CT 撮影及び MRI 撮影→届け出ている撮影に使用する機器に変更があった場合

・一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I 又は II の評価方法を変更する場合

・病床数に著しい増減があった場合(病棟数の変更や、病棟の種別ごとの病床数に対して 1 割以上の病床数の増減があった場合等)

・一般病棟入院基本料等の 90 日を超える入院患者の算定の病棟を届け出る場合

・リンパ浮腫複合的治療料の連携先医療機関を変更する場合

・処置・手術の時間外加算 1 の診療科を変更する場合

・がん治療連携計画策定料の連携医療機関を追加する場合

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

(問 19) 施設基準の要件を満たさなくなった場合はどうすればよいですか。

(答) 「施設基準に係る辞退届」を提出してください。届出書は[こちら](#)です。

(問 20) 施設基準に係る辞退届の「5. 算定辞退年月日」は、月末ですか1日ですか。

(答) 1日付けで届出してください。

(問 21) 後発医薬品使用体制加算等について、2から1へ届出する場合（又はその逆）、辞退届は必要ですか。

(答) (後発使2)から(後発使1)のように届出番号が変わる施設基準については、辞退届が必要です。届出書は[こちら](#)です。なお、急性期看護補助体制加算を50対1から25対1へ届出するように届出番号が変わらないものについては、辞退届は不要です。

(問 22) 現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。

(答) 関東信越厚生局の「届出受理医療機関名簿」で確認できます。[こちら](#)のページの「施設基準の届出状況(全体)(届出受理医療機関名簿)」から「新潟県」の欄をご覧ください。

(問 23) 保険医療機関の移転・法人化・交代等に伴い、さかのぼって保険指定を申請すること(遡及指定)になりました。施設基準の届出は改めて必要ですか。

(答) 遡及指定日以降も同様に算定する場合は、届出が必要です。届出の方法については、指定申請書提出時にご案内しますので、確認の上届出をお願いします。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

(問 24) 基準を満たしていればよく、届出を行う必要はない施設基準にはどのような施設基準がありますか。(★今回更新)

(答) 届出を行う必要はない医科・歯科の主な施設基準は次のとおりです。(平成28年4月以降に設定されました。)

- ・夜間・早朝等加算
- ・電子的保健医療情報活用加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・臨床研修病院入院診療加算
- ・妊産婦緊急搬送入院加算
- ・重症皮膚潰瘍管理加算
- ・強度行動障害入院医療管理加算
- ・がん拠点病院加算又はがんゲノム医療拠点病院
- ・特定疾患療養管理料の注5・ウイルス疾患指導料の注3・小児科療養指導料の注6・てんかん指導料の注6・難病外来指導管理料の注6・皮膚科特定疾患指導管理料の注4・小児悪性腫瘍患者指導管理料の注5・がん性疼痛緩和指導管理料の注3・がん患者指導管理料の注7・外来緩和ケア管理料の注5・移植後患者指導管理料の注3・糖尿病透析予防指導管理料の注6・腎代替療法指導管理料の注3・乳幼児育児栄養指導料の注2・療養・就労両立支援指導料の注5・がん治療連携計画策定料の注5・外来がん患者在宅連携指導料の注3・肝炎インターフェロン治療計画料の注3・薬剤総合評価調整管理料の注3・在宅時医学総合管理料の注12及び施設入居時等医学総合管理料の注6・在宅自己注射指導管理料の注5・精神科オンライン在宅管理料(情報通信機器を用いた診療の届出を行っている場合)
- ・高度難聴指導管理料
- ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- ・小児抗菌薬適正使用支援加算
- ・夜間休日救急搬送医学管理料

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

- がん治療連携管理料
- 遠隔連携診療料
- 認知症専門診断管理料・連携強化診療情報提供料
- 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算
- 経皮的冠動脈形成術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術 等

（問 25）精神科の診療に係る経験を十分に有する医師に係る届出書（別紙様式 39）は、毎年、届出する必要がありますか。

（答） 医師の追加等がない場合は、届出不要です。

（問 26）向精神薬多剤投与に係る報告書（別紙様式 40）の提出期限は、いつですか。

（答） 4月～6月分→7月末日、7月～9月分→10月末日、10月～12月分→1月末日、1月～3月分→4月末日になります。

（問 27）酸素を使用していますが、届出は必要ですか。

（答） 保険医療機関で4月1日以降に酸素を使用する場合、その年の2月15日までに届出をする必要があります。酸素の購入価格に関する届出書を1部提出してください。届出書は[こちら](#)です。この届出は、毎年、必ず提出していただく必要があります。（酸素を使用しない場合は、届出は不要です。）

（問 28）施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。

（答） 届出・報告の必要があるものは次のものがあります。

- [保険医療機関の指定等に関する申請・届出](#)
- [保険医の登録等に関する申請・届出](#)
- [保険外併用療養費の報告](#)（差額ベッド、予約診療等）

施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局新潟事務所

- [酸素の購入価格の届出](#)（毎年2月）
- [明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出](#)
- [初診料及び外来診療料の注2に規定する施設基準に係る報告](#)（紹介率・逆紹介率）（毎年10月）
- [施設基準の届出状況等の報告](#)（毎年7月の定例報告）（対象医療機関には厚生局から通知をお送りします。）
- [精神科の診療に係る経験を十分に有する医師に係る届出](#)
- [向精神薬多剤投与の状況の報告](#)（毎年4月、7月、10月、1月）
- [妥結率に係る報告](#)（毎年10月～11月）
- [精神科デイ・ケア等の実施状況に係る報告書](#)（毎年10月）
- [精神療養病棟入院料の注4に掲げる重症者加算1の報告](#)（毎年3月）
- [ブリッジの事前申請書](#)（歯科）
- [小児義歯の事前申請書](#)（歯科）